

○那珂川市複合文化施設条例(平成 5 年条例第 26 号)

(図書館協議会)

第 21 条 図書館に、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条の規定により、那珂川市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

[図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条]

- 2 協議会は、図書館の運営に関し、指定管理者が任命した図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、図書館長に対して意見を述べるものとする。
- 3 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10 人以内とし、図書館法第 15 条及び第 16 条の規定に基づき、次の各号に掲げる者の中から委員会が任命する。

[図書館法第 15 条] [第 16 条]

- (1) 識見を有する者 1 人
 - (2) 学校教育関係者 3 人
 - (3) 社会教育関係者 3 人
 - (4) 家庭教育関係者 3 人
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員が任命されたときは、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

○那珂川市複合文化施設条例施行規則(平成 5 年教委規則第 6 号)

(図書館協議会)

第 45 条 条例第 21 条第 1 項の那珂川市図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

[条例第 21 条第 1 項]

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
- 5 会議は必要に応じ会長が招集する。
- 6 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 会議の議長は、会長が務める。
- 8 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 9 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

○図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。